

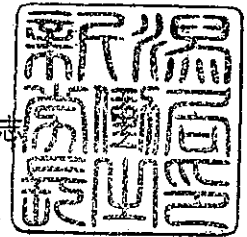


新労発基 0702 第 1 号
令和 7 年 7 月 2 日

新潟地方最低賃金審議会

会長 長谷川雪子 殿

新潟労働局長 福岡 洋 志



新潟県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、新潟県最低賃金（昭和 55 年新潟労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）」に配意した、貴会の調査審議をお願いします。